平成２５年（フ）第７４号
埼玉県和光市本町10番７号、旧住所埼玉県和光市新倉１丁目９番２号　サンバーデンスＤ103
債務者　椎名　　崇
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
さいたま市岩槻区本町６丁目３番24号　本町グリーンヒルズ202号
債務者　黒崎　　裕
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
埼玉県桶川市東２丁目12番35号
債務者　桑原　定幸
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
埼玉県桶川市東２丁目12番35号
債務者　桑原　雪子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
埼玉県幸手市大字神明内323番地１、旧住所埼玉県戸田市笹目４丁目13番地の21　プレステージ笹目102号室
債務者　大方　里美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
新潟県佐渡市二宮88番地２
債務者　名畑　勘次
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第３０号
函館市八幡町10番７号シンエイハイツ１－６
債務者　小林　　希
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１号
岩手県一関市幸町３番21号
債務者　菅原　卯吉
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第４号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字竹汀96番地、前住所岩手県一関市室根町折壁字中西125番地２
債務者　千葉　英幸（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２００号
山形市城西町４丁目17番11号、前住所山形市城西町２丁目６番５－２号
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１４号
山形県東根市一本木１丁目２番16―９号
債務者　前畠久美子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９号
山形市荒楯町１丁目８番11号　荒楯ハイツ１号、前住所山形市あかねケ丘２丁目11番16号あかね荘102号
債務者　藤原　友紀
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
山形市成沢西４丁目３番30号　ウェルハウス成沢、前住所山形市鈴川町３丁目18番51―211号　県営第２アパート２
債務者　石山　文子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
岐阜県不破郡垂井町2161番地の１　駒引町営住宅15号
債務者　池永美智代
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７号
和歌山県田辺市下三栖1259番地の10
債務者　インテリアｋａｔｓｕｍｉこと　原　勝己
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３号
宮城県石巻市新山浜不動沢27番地、前住所北海道釧路郡釧路町桂２丁目23番地４
債務者　阿部　祐也
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
大分県日田市大字大肥1384番地７
債務者　坂本　美香
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで大分地方裁判所日田支部